

# **第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画**

**北 海 道**

**令和3年3月**



# 目次

## I 基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨 .....	1
第2 計画の性格 .....	1
第3 計画の期間 .....	2
第4 基本方針 .....	2
第5 推進体制 .....	2

## II 犯罪被害者等の現状

第1 犯罪の状況 .....	3
第2 犯罪被害者等への支援の取組 .....	10

## III 北海道犯罪被害者等支援基本計画の施策体系

第1 施策体系図 .....	11
第2 全道的な関係機関との連携図 .....	12

## IV 重点課題と施策

第1 総合的推進体制の整備 .....	13
第2 損害回復・経済的支援への取組 .....	26
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 .....	32
第4 刑事手続への関与拡充への取組 .....	45
第5 道民及び事業者の理解増進等 .....	48

◆ 参考資料 .....	56
--------------	----

# I 基本的考え方

## 第1 計画策定の趣旨

犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）は、犯罪による直接の被害だけではなく、それに伴って生じる心身の不調や経済的な負担、さらには周囲の理解不足等による心ない言動等の二次被害など、様々な問題を抱えることとなります。

犯罪に巻き込まれ、苦しんでいる犯罪被害者等が、一日も早く平穏な生活を取り戻すためには、関係機関や団体が連携し、地域社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが必要です。

国では、こうした犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」（以下「国の計画」という。）を策定しました。

基本法では、地方公共団体の責務として「犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、道では、国の計画を踏まえ、平成19年3月に「北海道犯罪被害者等支援基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、以後二度にわたる計画の見直しを行うとともに、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減等を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に寄与するため、「北海道犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を平成30年3月に制定しました。

この計画は、道の第三次基本計画の策定以降の状況変化等を踏まえ、条例に基づく犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

## 第2 計画の性格

- この基本計画は、犯罪被害者等の権利利益の保護と、適切な支援を行うため、基本的な考え方、施策の方向性と総合的な体系を示すものです。
- この基本計画は、条例第8条の規定に基づき策定するものであり、また、基本法第5条の規定に基づく要請に応えるものです。
- この基本計画は、道政の基本計画である「北海道総合計画」を推進するための施策別計画として位置付けるほか、平成30年12月に策定された「北海道SDGs推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、取り組むものとしします。

## 第3 計画の期間

---

この基本計画の期間は、令和3年度から概ね5年間とし、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

## 第4 基本方針

---

条例第3条の基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げ、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進します。

### ➤ 犯罪被害者等の尊厳を尊重した支援

犯罪被害者等は、国民誰もが犯罪被害者となり得る現状の中で、思いもかけず被害者となったものであり、その尊厳は当然のこととして尊重されなくてはならないにもかかわらず、周囲との関わりや行政機関での手続きなど、様々な場面において好奇の目にさらされたり、無理解な対応をされたりするなど、その人権が配慮されていないと感じている方が少なくありません。

支援等の実施者は、犯罪被害者等の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点を据え、施策を実施していきます。

### ➤ 犯罪被害者等が置かれている状況等に応じた適切な支援

犯罪被害者等が受ける被害は、犯罪による直接的なもののほか、その後の二次被害により生じる生命、身体、精神及び財産等に対する被害など様々な態様があり、犯罪被害者等が置かれている状況も家庭環境、住宅事情、就労状況及び経済的状況により千差万別です。

犯罪被害者等への支援は、それぞれの立場で、犯罪被害者等の個々の事情に応じて適切に実施していきます。

### ➤ 犯罪被害者等の状況の変化に応じた途切れることのない支援

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでには、長期間を要することが多く、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、必要となる支援の内容も変化します。支援等の実施者は、制度や担当機関が変わっても連続性を持って、当該犯罪被害者等に対する支援を行い、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していきます。

## 第5 推進体制

---

計画の推進に当たっては、庁内関係部局の職員で構成する「北海道犯罪被害者等支援庁内連絡会議」において、全庁的な視点から課題や取組について検討を行うとともに、国等の関係機関・団体や有識者で構成する「北海道犯罪被害者等支援施策推進懇談会」において、毎年度、計画に位置付けた施策の実施状況を取りまとめ、必要に応じて改善等を図りながら、計画の効果的・効率的な推進に努めます。

また、道内各地域の「被害者支援連絡協議会」や「犯罪被害者支援ネットワーク」と連携を図り、犯罪被害者等が居住する地域に関係なく同等の支援が受けられる体制を整備します。

## Ⅱ 犯罪被害者等の現状

### 第1 犯罪の状況

#### 1 刑法犯の発生状況

警察庁の「令和元年の犯罪情勢」によると、刑法犯の認知件数は、戦後最少を更新していますが、ストーカー、DV及び児童虐待、特殊詐欺、サイバー犯罪等の認知件数は高い水準で推移しています。

道内においても、刑法犯の認知件数は、第一次基本計画を策定した平成19年に、一般刑法犯が6万880件、交通事故(人身)の発生件数が2万3,582件でしたが、官民挙げて路上強盗やひったくり等の街頭犯罪、振り込め詐欺、交通事故の抑止活動に取り組んだ結果、13年連続で減少し、令和元年の刑法犯の認知件数は23,607件と、平成19年と比べ約3万7,000件減、また、交通事故(人身)の発生件数は9,595件と、約1万4,000件減少しましたが、子どもや女性を対象とする事件や高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶たず、交通事故死数も4年ぶりに増加に転ずるなど、依然として厳しい情勢が続いています。

また、道が平成29年に実施した「道民意識調査」によると、なお5割近くの道民が犯罪被害に遭う不安を感じているという結果が出ています。

このようなことから、道民の実感としての体感治安の面からみると、数字上の治安の改善が必ずしも反映されていない状況にあります。

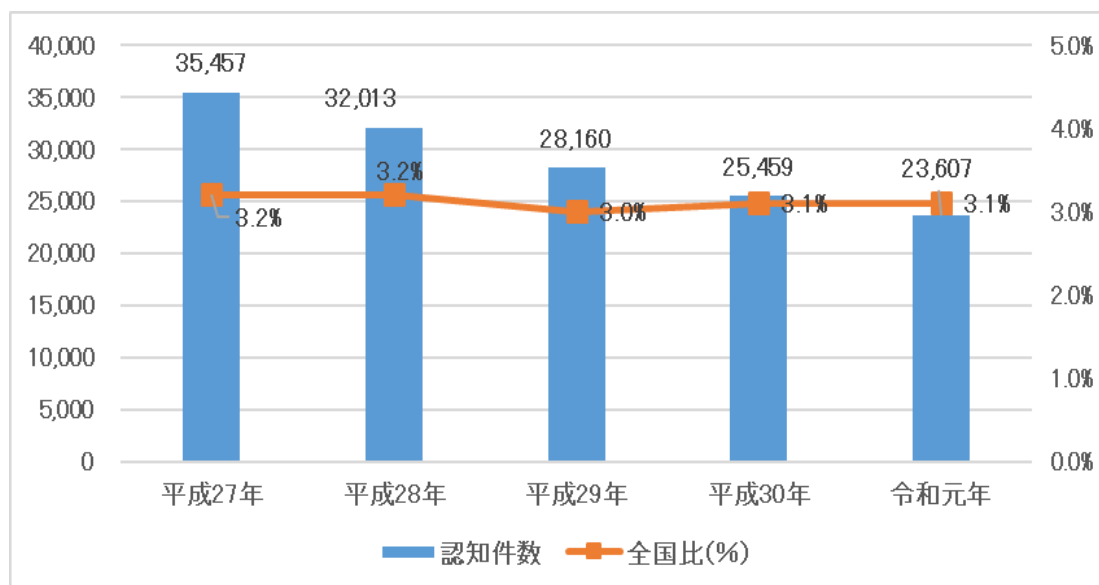
#### 2 犯罪発生の背景

急速に進行する人口減少や高齢化、グローバル化や高度情報化の進展などにより、道民生活をとりまく環境は大きく変化をしており、地域における連帯感、人と人との交流、近所付き合いの機会などが減り、住民もお互いに必要以上に干渉し合うことを避ける傾向が続いており、こうした地域コミュニティの希薄化や、社会不安の拡大に伴う規範意識の低下などが、犯罪発生の背景の一つとなっていると考えられます。

こうした中で高齢者や障がいのある方、子ども等に対する虐待、配偶者等による暴力(DV)などの問題が複雑化・深刻化しています。

### 3 北海道における犯罪の状況

#### (1) 刑法犯の認知件数



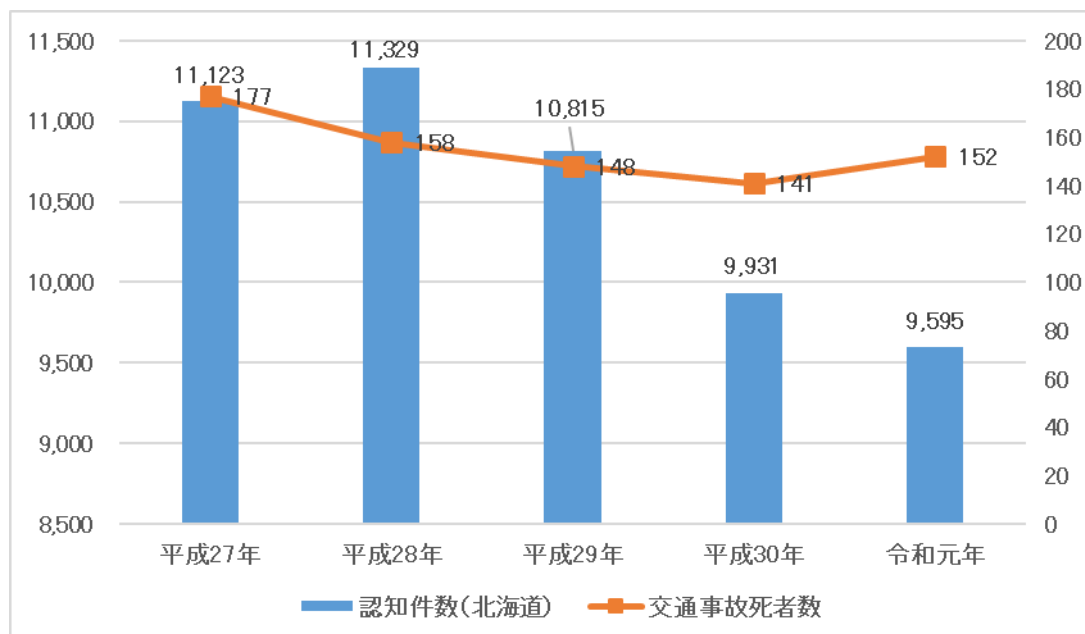
(資料:警察庁 HP、道警 HP)

#### (2) 主な重要犯罪等の認知件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
殺人	36	30	24	37	33
強盗	72	72	61	56	54
傷害	787	863	860	830	758
暴行	1,207	1,393	1,746	1,937	1,813
窃盗	23,784	21,178	18,282	16,401	15,304
住居侵入	911	863	671	622	577
強制性交等	39	37	39	40	39
強制わいせつ	296	218	189	154	148

(資料:道警 HP)

### (3) 交通事故(人身事故)の発生件数



(資料:道警 HP)

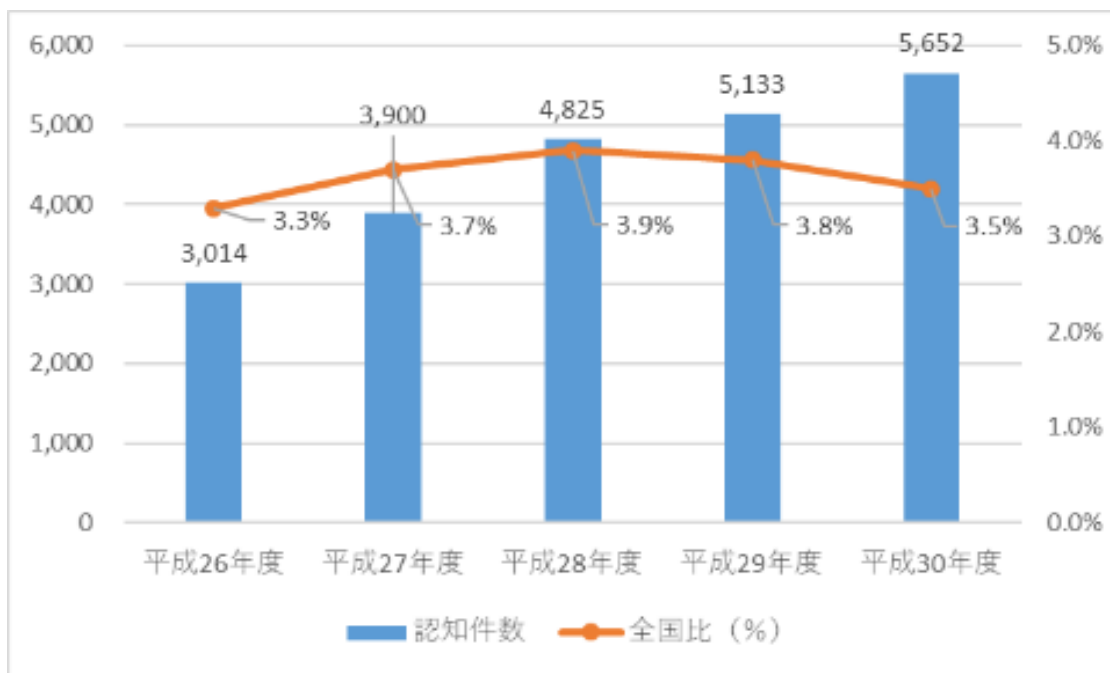
#### 北海道弁護士会連合会犯罪被害者支援委員会における 犯罪被害者等支援の取組

委員会は、平成29年3月1日、犯罪被害者等基本法の趣旨に基づいて、主に弁護士による被害者の支援を拡充するための活動、検察庁や警察及び民間支援組織との協力関係を深める活動、道内の四弁護士会(札幌、旭川、函館、釧路)の支援窓口の運営支援活動、各弁護士会の地域を超えた広域事件の支援活動などを目的として創設されました。

被害者に真に寄り添った支援をするには検察庁や警察との連携が重要となります。このため、委員会では各地検や道警各方面本部との間で連携方法について協議を重ねるとともに、毎年札幌高検との間で協議会を開催しています。

また、委員が旭川、函館、釧路の弁護士会に出向き、支援に関する弁護士会会員を対象とする研修を実施していますが、この際は道警本部の被害者支援室の担当者からも講義をいただいています。

#### (4) 児童虐待に関する相談対応件数



(資料:厚生労働省 HP、道 HP)

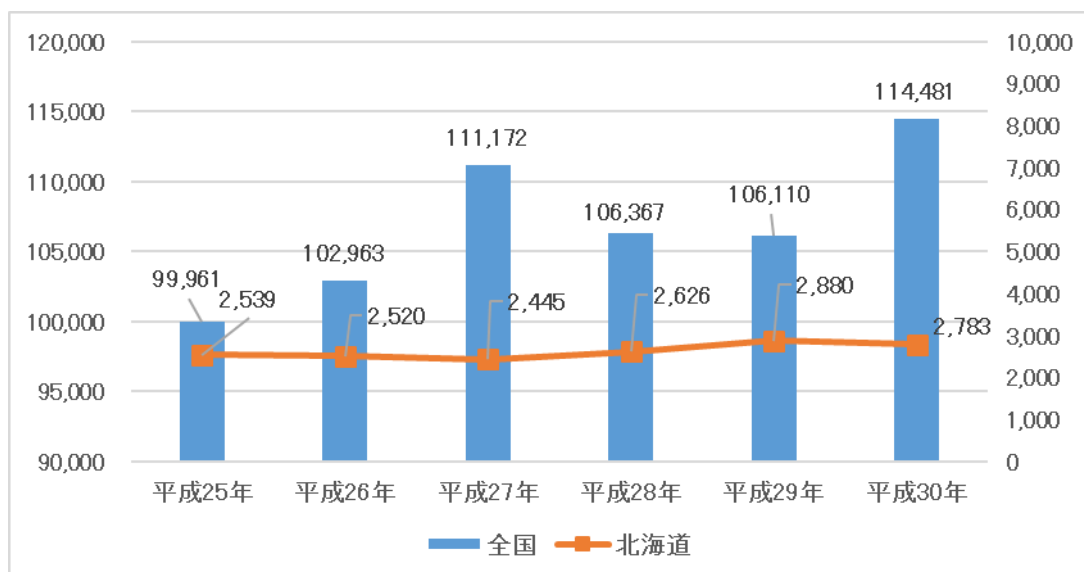
#### 北海道臨床心理士会における犯罪被害者等支援の取組

北海道臨床心理士会は、800名近くの臨床心理士と公認心理師が会員となり、こころの専門家として札幌圏から北海道全域に渡って活動する職能団体です。その職域は、医療、教育、福祉、産業、司法領域と広く、最近では、胆振東部地震等への災害支援や事件事故への緊急支援をはじめ、虐待や愛着といったトラウマに関わる問題への対応も担っています。

医療領域では、性被害等の犯罪被害に遭われた方への対応を、教育領域では、虐待や各種犯罪被害に遭われた児童生徒やその家族に対応することがあります。福祉領域でも、児童養護施設等に入所している子どもたちへの、例えば、性虐待やネグレクト等の虐待被害などに対応します。

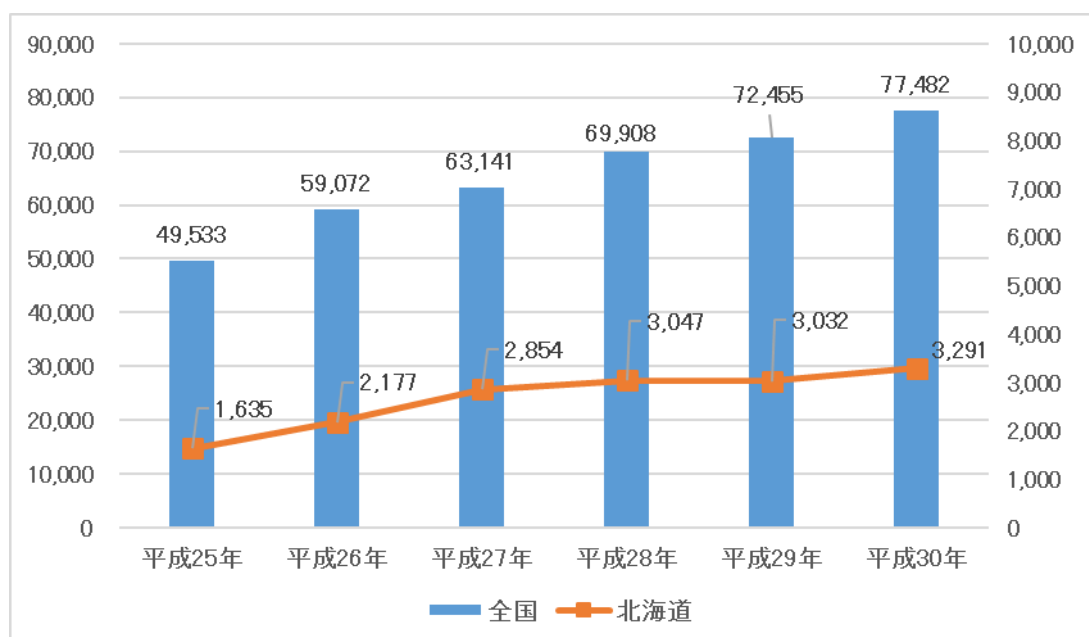
このように北海道臨床心理士会の会員は、各々の職能領域で犯罪被害に遭われた方にお会いし、その方のお話をしっかり聴かせていただき、安全安心を保障したうえで、被害からの回復のサポートに努めています。

## (5) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(資料:内閣府 HP、道 HP)

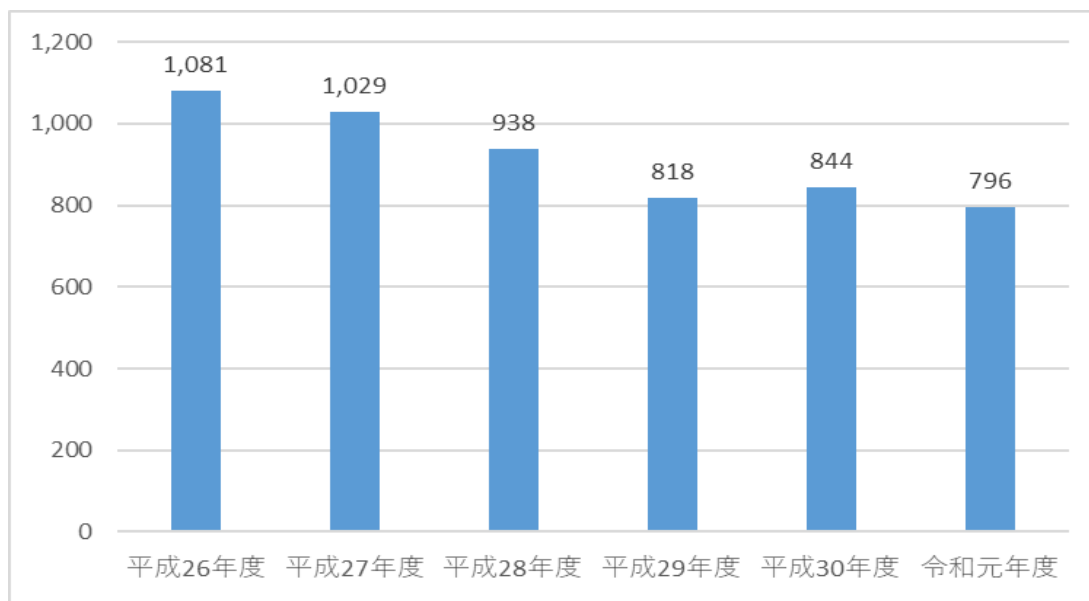
## (6) 警察におけるDV事案等に係る相談件数



(資料:道警 HP)

## (7) 北海道犯罪被害者等総合相談業務等における相談件数

### ①北海道家庭生活総合カウンセリングセンター北海道被害者相談室



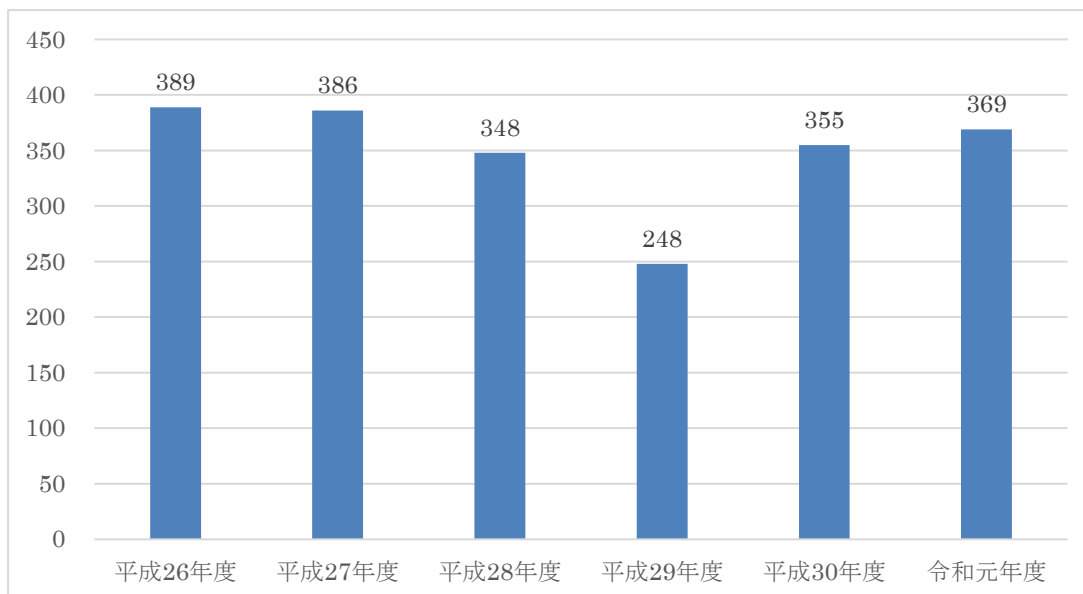
(資料:「北海道家庭生活総合カウンセリングセンター」北海道被害者相談室)

#### (公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 「北海道被害者相談室」における犯罪被害者等支援の取組

北海道被害者相談室は、平成9年に(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンターに北海道警察の委託により設置され、平成19年には北海道公安委員会から「北海道犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けるとともに、北海道から「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」の委託を受けて、犯罪被害者等の悩みや心のケアについて支援し、被害者自らの力で健全な日常生活を取り戻せるようカウンセリングを通じて援助することを目的として活動しています。

活動内容は、電話、面接によるカウンセリング、病院、警察、検察、法廷等への付添い支援のほか、法的な支援が必要な場合は犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介、経済的援助が受けられる制度の利用の案内など、被害回復には多岐にわたる支援が必要なため、他機関との連携や広報啓発など犯罪被害者等を多角的にサポートしています。

## ②性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH（さくらこ））



(資料:「性暴力被害者支援センター北海道」)

### 「性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH（さくらこ）」の取組

「性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH(さくらこ))」は、2012年10月から性暴力被害者支援の電話・面談による相談窓口として北海道と札幌市が共同で設置し、NPO法人ゆいネット北海道が運営を担っています。当初は午後のみ(13時から20時まで)でしたが、2019年11月からは、開始時間を午前10時からとすると同時にメール相談も開始して、被害者がアクセスしやすい状況を作るよう努めています。

また、児童相談所等の行政機関や、弁護士、医療機関等との連携強化を図っており、現在では札幌市内の提携病院及び道内各地の協力病院との間で、協力関係を築きつつあります。

2019年11月からは、北海道による医療費の公費負担の制度も始まりました。警察に相談できない方でも緊急避妊薬等の医療費について公費負担を受けられるものです。さくらこは、その調整・付添等の役割を担っています。

若年層の相談件数の低さなど、まだ課題は多い状況ですが、今後も被害者に寄り添った支援を続けていきたいと思えます。

## 第2 犯罪被害者等への支援の取組

### 1 犯罪のない安全で安心な地域づくりの取組

道では、犯罪のない安全で安心な地域づくりが、道民等が安心して暮らし、活動することができる地域社会を実現していく上で重要であることにかんがみ、安全で安心な地域づくりに関する施策を総合的に推進するため、平成17年に「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」を制定したほか、飲酒運転の根絶に関する施策を総合的に推進するため、平成27年に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を制定しました。

また、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道犯罪被害者等支援条例」を平成30年3月に制定しました。

安全で安心して暮らせる社会を実現することは道民すべての願いであり、犯罪の未然防止を図ることはもとより、犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復・軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援していくことは大変重要です。

### 2 国及び道における支援の取組

基本法の前文では、「犯罪等の被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。」とうたわれています。

国においては、これまで、犯罪被害給付制度等の経済的支援制度や、犯罪被害者をはじめとする証人を保護するための制度の拡充が図られています。

道においても、第三次基本計画の策定後、性犯罪・性暴力被害者の支援のための窓口の拡充や医療費の公費負担制度の創設、犯罪被害者等支援フォーラムなどの普及啓発事業の実施、人材育成のための研修を通じた相談体制の充実など、様々な施策を実施してきました。

### 3 犯罪被害者等の現状と支援の必要性

しかしながら、様々な犯罪等が後を絶たず、思いがけずそれらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、必要十分な支援を受けられないばかりか、二次被害に苦しめられることが未だに少なくない状況にあります。

犯罪被害者等は、大きな痛手を受けながら、偏見と好奇の目にさらされ、精神的・経済的な苦痛を強いられてきました。犯罪被害者等が受ける被害の実情についての理解は少しずつ浸透していますが、なお、支援についての社会的関心が高いとはいえません状況にあります。

特に、近年、性犯罪における高い再犯率、児童虐待やDVなど、女性や子どもを対象にした犯罪等による被害の問題が深刻化しています。

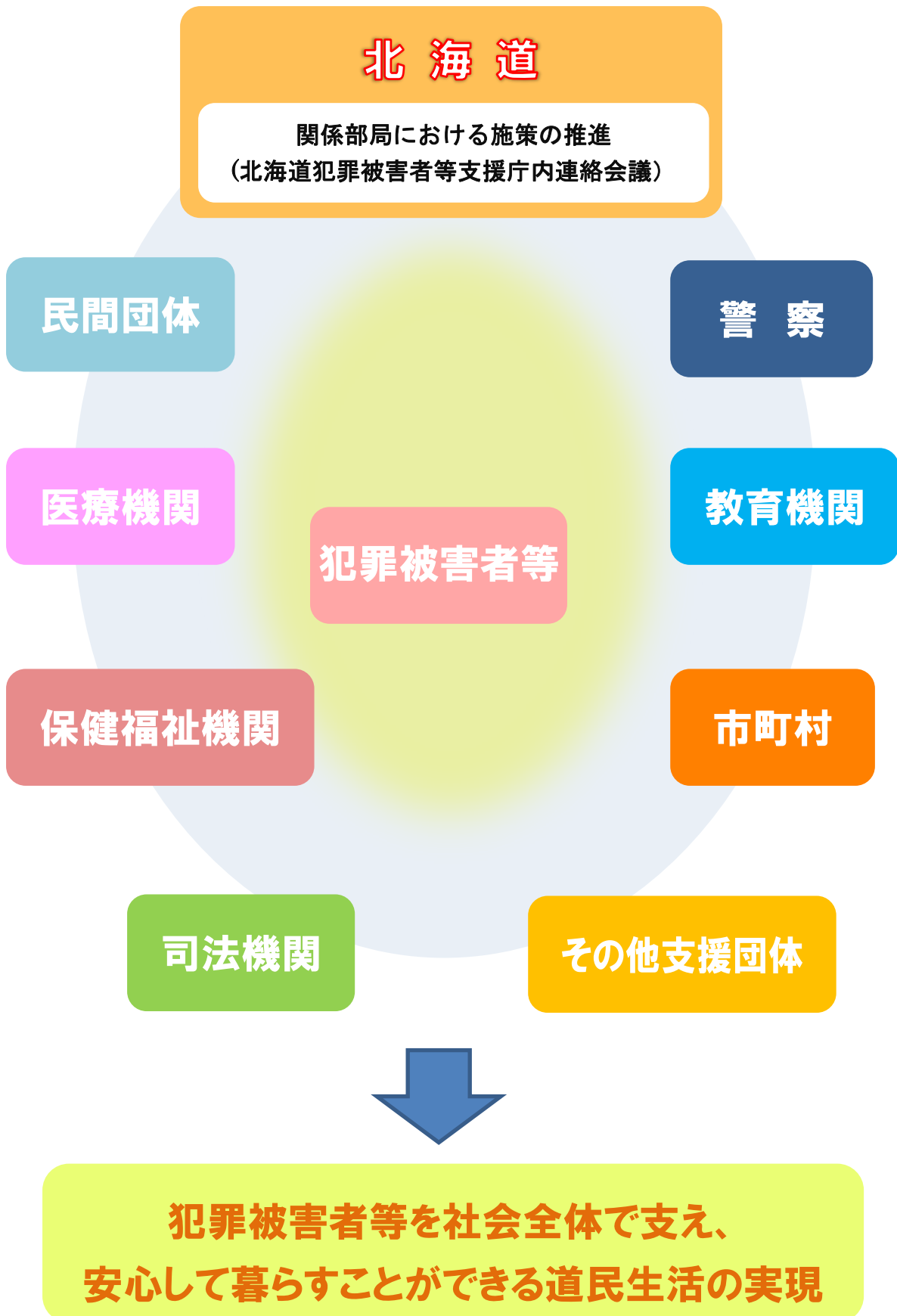
誰もが犯罪被害者になる可能性がある今日、犯罪被害者等の権利利益を保護し回復するためには、犯罪防止や犯罪被害者等のための様々な取組や支援活動を推進することが必要です。

# Ⅲ 北海道犯罪被害者等支援基本計画の施策体系

## 第1 施策体系図



## 第2 全道的な関係機関との連携図



## IV 重点課題と施策

### 第1 総合的推進体制の整備

#### 1 相談及び情報提供体制の充実

##### 【現状と課題】

多くの犯罪被害者等は、直面している状況を十分に理解できず、何をしてもよいかわからない状態に陥り、多岐にわたる行政をはじめとした関係機関・団体の相談窓口を知ることともできずに必要な支援を受けられないなどの不利益を被る場合があります。

また、性犯罪・性暴力や家庭内の暴力による犯罪被害者等の中には、被害そのものを明らかにすることができないため、相談や支援を要請する方法も分からないまま、困難な状況に陥っている場合があります。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等が望む方法で、専門知識と技能に裏付けられた適切な支援を受けられるよう体制を整備する必要があります。

##### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 北海道被害者相談室の機能向上、各種情報の道民等への周知	犯罪被害者等支援の総合的な対応窓口である「北海道被害者相談室」の機能の向上に努めます。 また、犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「北海道犯罪被害者支援ハンドブック」の活用など、市町村や関係機関・団体等との情報の共有を図るとともに、道のホームページにおいて市町村の総合的対応窓口の周知に努めます。	環境生活部





施策名	施策の概要	関係部局
<b>(3) 警察における相談体制、情報提供の充実</b>	<b>②「被害者支援要員制度」の活用</b> 「被害者支援要員制度」の積極的活用を図るとともに、被害者支援要員に指定される警察職員に対し、犯罪被害者等への支援に必要な知識等に関する研修、教育等の充実に努めます。	警察本部
	<b>③被害少年が相談しやすい環境の整備</b> 被害少年に関する相談窓口について、リーフレットの配布や、道警ホームページ、道警少年課ツイッターへの掲載のほか、非行防止教室「自分の大切さを実感させる教室」等の機会を活用するなど、被害少年やその保護者に対する周知広報を行うとともに、臨床心理士・公認心理師の資格を有する心理専門官等が相談に応じる「少年相談110番」の完全フリーダイヤル化や道警ホームページを活用した「ヤングメール」など、被害少年が相談しやすい環境の充実に図ります。	警察本部
	<b>④警察署等に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨</b> 被害者等に対する情報提供等、警察署等において必要な支援が確実に実施されているかを検証し、好事例については、他警察署等に紹介するなど、勧奨に努めます。	警察本部
	<b>⑤被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進</b> 犯罪被害者や被害児童を始め被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めるとともに、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めます。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(4) 学校における相談体制、情報提供の充実</b>	<b>①教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実</b> いじめ問題等対策連絡協議会や北海道生徒指導連絡会議、地域いじめ問題等対策連絡協議会において非行を含めた多様な問題行動等の情報交換や対応協議により、関係機関等との連携・協力に努めます。 また、学校の実情に応じて、児童生徒が抵抗なく問題行動等に関わる相談ができる体制の充実に努めます。	教育庁
	<b>②学校内における連携及び相談体制の充実</b> スクールカウンセラー活用事業等を推進し、各学校における教育相談体制の一層の充実に努めます。	教育庁
	<b>③相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進</b> ア 子ども相談支援センターにおいて、児童生徒や保護者からの相談内容に応じて、地域の関係機関の情報提供に努めます。 イ 少年サポートセンター等地域の関係機関の情報について、広報誌等を通じた提供に努めます。	教育庁  教育庁
	<b>④犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進</b> 不登校児童生徒支援連絡協議会において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合への対応を協議するとともに、関係機関等と連携を図り、学校復帰等に向けた支援に努めます。	教育庁

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(5) 犯罪被害者等への支援に関する情報提供の充実</b>	<b>①「被害者の手引」の内容の充実等</b> ア 刑事手続きの概要、犯罪被害者等が利用できる各種制度、関係機関・団体の連絡先等を記載した「被害者の手引」の内容の充実、見直しを図るとともに、犯罪被害者等への早期かつ確実な配布に努めます。  イ 外国人犯罪被害者等に配布している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布するように努めます。	警察本部  警察本部
	<b>②犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知</b> 損害賠償請求制度など犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレット等への記載内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等への周知に努めます。	環境生活部 警察本部
	<b>③刑事の手續等に関する情報提供の充実</b> ア 刑事に関する手續及び少年保護事件の手續並びに犯罪被害者等のための支援制度等に関する情報について、パンフレット等を活用し、犯罪被害者等への早期提供に努めます。  イ 法務省と連携を図り、総合的な対応窓口で犯罪被害者等支援のための外国語によるパンフレットを常備するほか、道のホームページから法務省等関係省庁へリンクを貼り、情報提供に努めます。	環境生活部 警察本部  環境生活部
	<b>④医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実</b> 精神保健福祉センターや保健所が実施する精神保健福祉相談事業において、犯罪被害者等の支援に関する情報提供や適切な相談実施に努めます。	保健福祉部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(5) 犯罪被害者等への支援に関する情報提供の充実</b>	<b>⑤犯罪被害者等施策のホームページの充実</b> 道の「犯罪被害者等支援のためのホームページ」について、随時情報を更新するなど、道民に対する情報提供の充実に努めます。	環境生活部
	<b>⑥インターネット以外の媒体を用いた情報提供</b> 関係機関・団体等の広報資料や広報媒体を活用し、インターネット等で情報を得ることができる人とそうでない人との間に不公平が生じないように配慮するとともに、インターネットを利用できない人に対しての積極的な情報提供に努めます。	環境生活部 警察本部
<b>(6) 関係機関・団体等との連携による情報提供の充実</b>	<b>①被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進</b> 警察本部・各方面本部・各警察署単位に設置する被害者支援連絡協議会の会員相互の連携強化を図り、就職等の生活支援を始め、医療、裁判等多岐にわたる分野について、実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて具体的な事案に応じた対応力の向上を図るなど、総合的な被害者支援に努めます。	警察本部
	<b>②医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備</b> 性暴力被害者の置かれている状況等に関し、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備を図ります。	環境生活部 保健福祉部
	<b>③犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知</b> 道のホームページにおいて、医療機関の連絡先や医療機能などの情報である「北海道医療機能情報システム」を掲載し、周知を図ります。	保健福祉部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(6) 関係機関・団体等との連携による情報提供の充実</b>	<b>④ 検察庁との連携及び情報提供の充実</b> 検察庁との連携を図り、同庁が行う被害者支援員等の犯罪被害者等支援のための制度について、道民への情報提供に努めます。	環境生活部
	<b>⑤ 道内の弁護士会との連携及び情報提供の充実</b> 道内の各弁護士会（札幌、旭川、釧路、函館）との連携を図り、弁護士会が行う被害者支援活動について、道民への情報提供に努めます。	環境生活部
	<b>⑥ 日本司法支援センターとの連携と道民への周知</b> 日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用や損害賠償請求費用の負担軽減、被害者支援団体・相談機関に関する情報の周知に努めます。	環境生活部
	<b>⑦ 「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用</b> 法務局に設置されている専用相談電話「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」制度について周知し、活用に努めます。	保健福祉部
	<b>⑧ 被害者団体の紹介等</b> 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ犯罪被害者等に対する被害者団体の紹介等を行います。	警察本部

## 2 支援充実のための人材育成

### 【現状と課題】

犯罪被害者等に対して適切に支援を行うためには、支援に携わる人たちが犯罪被害者等の置かれている状況や心理を理解し、配慮に欠けた言動や無理解による二次被害を生じさせないようにすることが重要です。

このため、支援に携わる職員等が、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能を習得し、適切な支援を提供できるよう、必要な研修を行うとともに、国における犯罪被害者等のための施策の成果を活用して人材の養成等を行っていく必要があります。

### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実	警察学校における、採用時、上位階級への昇任時及び各種専門課程の入校に際して行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修や被害者支援担当係等に配置された職員に対する実践的スキルを修得させるための部内臨床心理士や部外講師によるロールプレイ方式の演習等を含む専門的な研修、性犯罪被害者や被害少年と接する機会が多い警察官等を民間被害者支援団体が実施する研修に参加させるなど、各職員に応じた研修の充実に努めます。	警察本部
(2) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得	犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年警察補導職員、各警察署の少年係員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等の修得に努めます。	警察本部
(3) 職員等に対する研修の充実等	犯罪被害者等支援に携わる職員が、犯罪被害者等が置かれた状況を深く理解するとともに、適切な対応を確実に行うことができるよう、効果的な職員研修の実施に努めます。	環境生活部
(4) 学校における相談対応能力の向上等	北海道生徒指導連絡会議、集団カウンセリング研修会等生徒指導に関わる教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。	教育庁

施策名	施策の概要	関係部局
(5) 誹謗中傷等を行わないための啓発活動の充実	SNS等のインターネット上による犯罪被害者等へのプライバシーの侵害や誹謗中傷等の人権侵害行為が行われないよう、インターネット利用の啓発活動や情報モラルに関する教育の充実に努めます。	環境生活部
(6) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員等の研修の充実	<p>ア 児童虐待の未然防止、早期発見の観点から地域における児童虐待の防止体制の構築、推進を図るため、児童相談所職員専門研修を実施し、職員の資質向上に努めるとともに、子ども未来づくり市町村支援総合相談・研修事業を実施し、市町村における児童相談体制の整備や児童相談の技術的支援など総合的な支援を行います。</p> <p>イ 児童福祉施設等職員の研修会等の場を通じて、子どもの権利擁護に関する知識等の普及啓発に努めます。</p>	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>
(7) 交通事故相談活動の充実	相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて北海道交通事故相談所の相談員の資質向上に努めます。	環境生活部
(8) 交通事故捜査の体制強化等	交通事故の被害者等の心情に配慮しつつ、ち密かつ科学的な捜査をより一層推進するため、技能指導官等による交通事故捜査員に対する各種捜査研修等の充実に努めます。	警察本部
(9) 民間の団体の研修に対する協力	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する各種研修に対し、積極的な協力を努めます。	警察本部
(10) PTSD対策に係る専門家の養成と関係職員への啓発	<p>精神保健福祉センター等の職員を厚生労働省主催研修等に派遣し、PTSD対策に係る専門家の養成に努めます。</p> <p>また、精神保健福祉センターが実施する研修にPTSD対策の内容を盛り込むなど、保健・医療・福祉の職員等に対する啓発と研修による支援技術育成に努めます。</p>	保健福祉部

<b>施策名</b>	<b>施策の概要</b>	<b>関係部局</b>
<b>(11) 思春期精神保健の専門家の養成</b>	<p>精神保健福祉センター等の職員を厚生労働省主催研修等に派遣し、思春期精神保健の専門家の養成に努めます。</p> <p>また、精神保健福祉センターが実施する研修に被害者等の心理と治療・対応についての内容を盛り込むなど、保健・医療・福祉関係職員への啓発と研修による支援技術育成に努めます。</p>	保健福祉部

### 3 市町村・民間団体への支援等

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行うに当たっては、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の存在が不可欠です。

自らも犯罪被害者等である人や様々な経験・能力を持った人が参加することにより、犯罪被害者等が有する多様な事情に応じたきめ細かな対応が可能になります。

しかしながら、こうした民間支援団体の運営は、善意の寄付やボランティアに支えられていることが多く、運営に様々な困難を抱えていることから、その活動に対する支援に努めるとともに、預保納付金制度を用いた犯罪被害者等の支援事業などの必要な情報の提供などを行う必要があります。

また、住民に最も身近で、保健、医療、福祉サービスなど、住民により直結した支援を担う市町村における被害者等支援の整備が促進されるよう、犯罪被害者等の支援施策に関する情報提供等を積極的に行う必要があります。

#### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 民間の団体への支援の充実	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への支援の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に関する研修への講師の派遣や会場の確保等の協力を努めます。	環境生活部 警察本部
(2) 民間の団体等に関する広報等	関係機関・団体等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報に努めます。	環境生活部 警察本部
(3) 民間の団体との連携・協力の強化	被害者支援連絡協議会などの民間支援団体との連携を一層強化するとともに、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用に努めます。	警察本部
(4) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導	北海道公安委員会において、必要に応じ犯罪被害者等早期援助団体に対する指導を適切に行います。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(5) 特定非営利活動促進法（NPO法）の適切な運用</b>	犯罪被害者等の援助を行う民間非営利団体からの法人格の取得申請に対して、「特定非営利活動促進法」の適切な運用、対応に努めます。	環境生活部
<b>(6) 預保納付金制度を用いた犯罪被害者等の支援</b>	「振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定める法律」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業（奨学金事業、民間団体に対する助成事業）の周知に努めます。	環境生活部
<b>(7) 子ども・若者育成支援についての計画に関する周知等</b>	各市町村に対し、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、児童虐待をはじめとする「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう周知します。	環境生活部
<b>(8) 地域包括支援センターによる支援</b>	高齢者虐待の防止及び対応等について、高齢者虐待対応支援マニュアルを作成し、市町村や地域包括支援センター等の関係機関への支援に努めるほか、地域住民に対し、高齢者虐待の防止・高齢者の尊厳の保持や権利擁護等についての啓発活動等を行います。	保健福祉部
<b>(9) 障がい福祉サービス事業所等への支援</b>	障がい福祉サービスや、障害児入所・通所支援等を提供する事業所に対して、障がいのある人への虐待防止や権利擁護に関する研修等を実施するとともに、障がいのある人への虐待の事案等について、市町村と情報共有を図ります。 また、地域住民に対し、障がいのある人への虐待防止や権利擁護等についての啓発活動等を行います。	保健福祉部

## 第2 損害回復・経済的支援等への取組

### 1 損害賠償の請求についての援助等

#### 【現状と課題】

多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、犯罪等によって傷つき疲弊している精神に更なる負担を受けることとなります。

また、訴訟になった場合には、高い費用と多くの労力や時間を要すること、訴訟に関する知識が不足していること、独力では証拠が十分に得られないことなど、多くの困難に直面します。

法テラスや損害賠償命令制度など、支援の整備は進んできていますが、困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けたとしても、加害者の賠償能力が欠如していたり、財産を隠されるなどして強制執行に困難を来す場合もあり、損害回復の目的を果たせないことが少なくありません。

損害賠償の請求は、犯罪被害者等にとって金銭的な回復を図るためのものですが、加えて、当該犯罪等に係る事件の全容を把握し、犯罪被害者等の名誉を回復するとともに、加害者に謝罪や反省を求める機会としても重要な意味を有しています。

このため、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求等が適切かつ円滑に実施されるよう、損害賠償請求制度や各種経済的支援制度の周知を図るなど、関係機関と連携して、被害回復を支援する必要があります。

#### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 日本司法支援センターとの連携と道民への周知	日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用や損害賠償請求費用の負担軽減、被害者支援団体・相談機関に関する情報の周知に努めます。	環境生活部
(2) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	損害賠償請求制度など犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、パンフレット等への記載内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等への周知に努めます。	環境生活部 警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(3) 自賠責保険支払いの適正化等の周知</b>	<p>ア 交通事故相談所において、交通事故被害者の救済等に関する相談や自賠責保険等に係る相談について、適切な対応に努めます。</p> <p>イ 自賠責保険等の調停を行う一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、無料の法律相談等を行う公益財団法人日弁連交通事故相談センター及びひき逃げや無保険車等の事故による被害者を救済する政府保障事業について周知に努めます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>環境生活部</p>
<b>(4) 暴力団犯罪による被害の回復の支援</b>	<p>暴力団犯罪の被害者への支援制度について広く道民に周知を図るとともに、公益財団法人北海道暴力追放センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会と連携して、暴力団犯罪による被害回復の支援に努めます。</p>	<p>警察本部</p>
<b>(5) 特殊詐欺による被害の回復の支援</b>	<p>特殊詐欺の被害を救済する「振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定める法律」の周知に努めます。</p>	<p>環境生活部</p>

## 2 経済的負担の軽減

### 【現状と課題】

多大な損害を被った犯罪被害者等が、自ら加害者に損害賠償の請求を行っても、十分な回復を期待できないことがあります。

また、犯罪被害者等は、犯罪等に遭ったその時点で受ける損害だけではなく、働き手を失ったことによる収入の途絶や長期の療養のための費用負担などによる経済的困窮に苦しむことも少なくありません。

こうした過酷な経済的負担・困窮は、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復にも悪影響を与え、回復を困難にするばかりか、さらに悪化させることにもつながります。

国においては、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」、「自動車損害賠償保障法」等に基づく経済支援を行っています。

道においても、性犯罪・性暴力被害者への医療費の公費負担を行っているほか、一部の市町村においても犯罪被害者等へ給付金等制度を設けるなど、被害者等の経済的負担の軽減に向けた取組が進められていますが、こうした制度について、各種支援・相談窓口において犯罪被害者等へ情報を提供していくほか、道民に対しても制度の周知を図る必要があります。

### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 犯罪被害給付制度の適正かつ効果的な運用	犯罪被害給付制度について、犯罪被害者等に対する権利や手続きの十分な教示を行うとともに、仮給付制度の効果的な運用等、犯罪被害給付制度の支給に係る手続きを迅速かつ適正に進めるよう努めます。	警察本部
(2) 性犯罪・性暴力被害者の医療費の負担軽減	性犯罪・性暴力被害者の緊急避妊等に要する経費について、被害者の経済的負担の軽減が図られるよう努めるとともに、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めます。	環境生活部 警察本部
(3) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に係る経費について、遺族の方々の経済的負担の軽減が図られるよう努めます。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(4) 海外での犯罪被害者に対する経済的支援</b>	国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、道警察ホームページ等に掲載するなど、周知に努めます。	警察本部
<b>(5) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減</b>	カウンセリング費用の公費負担制度について、犯罪被害者等に対する周知に努めます。	警察本部

### 3 居住の安定

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことによって物理的に居住困難な状況になったり、耐え難い精神的な苦痛を受けることで居住ができなくなるなど、犯罪等による被害に起因する様々な要因により引っ越しを余儀なくされることが少なくありません。

また、配偶者等からの暴力(DV)のように、保護の観点から自宅以外に居住場所を求めることもあります。

しかしながら、犯罪被害者等は、犯罪被害に伴う多額の治療費の負担などにより、経済的に困難な状況にあることに加え、精神的被害などにより、犯罪被害者等が自ら居住先を探し求めることが困難な場合もあります。

犯罪等により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、安定した居住先を確保するための支援を行っていく必要があります。

#### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(1) 道営住宅等への優先入居等</b>	<p>ア 犯罪被害者等に対する道営住宅の優遇措置（一般申込者よりも当選率の引き上げ）を実施するとともに、募集パンフレットやホームページ等による入居に関する情報提供に努めます。</p> <p>また、犯罪被害者等に対する市町村の公営住宅における優先入居等の取組の推進が図られるよう努めます。</p>	建設部
	<p>イ 犯罪被害者等など住宅の確保に配慮を要する方々の入居を拒まない民間賃貸住宅である「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)」の供給促進を図るとともに、入居相談や入居後の見守り等を行う「住宅確保要配慮者居住支援法人」の指定により、犯罪被害者等の入居支援が図られるよう努めます。</p>	建設部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保</b>	<p>ア 道の児童相談所において、国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づく、計画的な専門職員の増員や研修を充実するなど、児童相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、児童相談所の全てに一時保護所を設置しており、子どもの状況に応じた個別支援の充実が図られるよう、子どもの心身が安定し、安心して生活することができる環境づくりに配慮します。</p> <p>なお、一時保護委託の実施においては、児童福祉施設等を利用するなど適切な運用に努めます。</p>	保健福祉部
	<p>イ 女性相談援助センターにおいて、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、緊急時(夜間・休日を含む。)についても、適正かつ効果的な一時保護を実施します。</p>	環境生活部
	<p>ウ 配偶者等からの暴力(DV)被害者について、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、女性相談援助センターや民間シェルター等において、入所者に対する日常生活支援の充実に努めるとともに、関係機関等と連携を図り、入所者の心身の健康回復等に向けた心理的支援を行うほか、公営住宅をはじめとした住宅の確保に関する情報提供を行います。</p>	環境生活部 保健福祉部
	<p>エ 自宅が犯罪現場となって破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住場所が確保できない場合やストーカー・配偶者等からの暴力事案の被害者等の一時避難などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費、犯罪現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費に関し、被害者等の経済的負担の軽減が図られるよう努めます。</p>	警察本部
<b>(3) 犯罪被害者等の生活支援策についての情報提供等の実施</b>	<p>犯罪被害者等に対する被害直後からの生活支援策に関し、必要に応じて関係機関等と連携しながら、情報提供等を行います。</p>	環境生活部

### 第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

#### 1 保健医療・福祉サービスの提供

##### 【現状と課題】

身体に被害を受けた犯罪被害者の中には、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺症により看護や介護が必要になる人もいます。

また、生命を奪われた犯罪被害者の遺族はもとより、身体に被害を受けた犯罪被害者及びその家族等も深刻な精神的な被害を受けることがあります。身体に被害(物理的外傷)はなくても犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等もあり、PTSD(外傷後ストレス障害)やうつ病等の持続的な精神的後遺症に罹患している人も少なくありません。

内閣府が平成30年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、加害者は、配偶者や交際相手等身近な人であることが多く、多くの被害者が被害について誰にも相談しておらず、被害が潜在化しがちです。

性犯罪・性暴力被害は心身に大きなダメージを与えるものであり、被害直後の時期から適切な支援を提供していくことが重要です。

全国では、平成22年度に、民間病院において性犯罪・性暴力被害者の相談と治療とを一カ所に対応する初のワンストップセンターが発足し、道においても平成24年10月に札幌市と共同で「性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH(さくらこ))」を開設し、性暴力被害者の支援に取り組んでいます。

こうした犯罪被害者等が、心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようその心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが提供される必要があります。

##### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 障がいを負われた人への支援	<b>①交通事故による重度後遺障がい者に対する医療の充実等の周知</b> 独立行政法人自動車事故対策機構が実施する重度後遺症障害者に対する介護料の支給や療護施設等における被害者救済対策事業等について、周知に努めます。	環境生活部

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 障がいを負われた人への支援	<p><b>②高次脳機能障がい者への支援の充実</b></p> <p>地域において高次脳機能障がい者の支援が円滑に実施されるよう、医療機関における診断やリハビリテーションの取組を推進し、高次脳機能障がい者や家族に対する相談支援、支援ネットワークの構築を進めます。</p> <p>また、広く道民に対し、正しい理解を深めるための普及啓発や保健所、市町村、相談機関等の相談対応者の支援技術の向上に努めます。</p>	保健福祉部
(2) 性犯罪・性暴力被害者への支援	<p><b>①警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実</b></p> <p>性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内の臨床心理士資格等を有するカウンセリング専門職員の活用や、警察部外カウンセラーに対する業務委託制度の効果的な運用に努めます。</p>	警察本部
	<p><b>②医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備</b></p> <p>性暴力被害に関し、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備を図ります。</p>	環境生活部 保健福祉部
	<p><b>③「性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH(さくらこ))」の効果的な運用</b></p> <p>性暴力被害者へ早い段階から切れ目のないきめ細かな支援を行うことができるよう、「性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH(さくらこ))」の提携病院や協力病院との連携等により、産婦人科医療支援体制の整備を図るとともに、パンフレットの作成・配布による相談窓口の周知や性暴力被害に対する理解促進を図ります。</p>	環境生活部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(3) 少年被害者への支援</b>	<p><b>①児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等</b></p> <p>ア 児童相談所において、連絡体制の強化等により迅速に対応できる体制の確保に努めるとともに、一時保護(虐待通告)協力員を土日、祝日に配置することにより相談対応の充実に努めます。</p> <p>イ 地域の子どもや家庭からの相談に365日、24時間、相談に応じるとともに、市町村や児童相談所等、関係機関との連絡調整を行う児童家庭支援センターにおいて、地域の相談支援の充実に努めます。</p> <p>ウ 市町村の児童相談担当職員に対する研修の支援等、市町村への支援に努めます。</p> <p>エ 嘱託医の活用等により医療機関との協力・連携を確保するとともに、医療的機能強化事業を実施し、地域の医療機関の協力を得て、被虐待児等に対する専門的技術的助言等の必要性が判断できるよう努めます。</p>	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>
	<p><b>②児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施</b></p> <p>「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、北海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証・処遇部会において、児童虐待の死亡事例等の重大事例の検証を行います。</p>	<p>保健福祉部</p>
	<p><b>③少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実</b></p> <p>ア 道内全市町村で設置されている要保護児童対策地域協議会を活用するなど、市町村への相談対応等の総合的な支援に努めます。</p> <p>イ 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携については、いじめ問題等対策連絡協議会等において適切な対応に努めます。</p>	<p>保健福祉部</p> <p>教育庁</p>

施策名	施策の概要	関係部局
(3) 少年被害者への支援	<b>④少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等</b>	
	<p>ア スクールカウンセラー活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業等、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備や関係機関との連携を促進するなど、学校における教育相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、スクールカウンセラーが児童生徒の不安や悩みを受け止めることにより、いじめ、不登校の未然防止に役立ったり、スクールソーシャルワーカーが社会福祉等の様々な環境に働きかけたりするなど、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。</p>	教育庁
	<p>イ 北海道生徒指導連絡会議や校内研修において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる研修を実施するなど教職員の資質の向上に努めます。</p>	教育庁
	<p>ウ 北海道生徒指導連絡会議や集団カウンセリング研修会等生徒指導に関わる研修における教育相談の研修に犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。</p>	教育庁
	<b>⑤被害少年が受ける精神的被害を回復するための継続的支援の推進</b> <p>被害少年カウンセリングについて、広く道民に周知するとともに、被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介などの継続的な支援に努めます。</p>	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(3) 少年被害者への支援</b>	<p><b>⑥里親制度の充実</b></p> <p>ア 児童相談所において、里親の養育援助を希望する者を登録・研修し、養育援助者を里親からの援助の求めに応じて派遣し、生活支援や相談支援を実施するとともに、里親への養育負担を軽減するため、子どもの養育についての話し合いの場を設けるなど里親の養育技術等の向上に努めます。</p> <p>イ 里親支援機関事業等による里親制度の普及啓発や里親の資質向上のための研修、相談・援助等、里親支援の充実に努めます。</p>	<p>保健福祉部</p> <p>保健福祉部</p>

## 2 安全の確保

### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかと、いう恐怖や深刻な不安を抱いており、再被害を防止するほか、被害者の安全の確保と精神的な負担の軽減を図ることが必要です。

また、児童虐待、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案のように、特定の人に対して繰り返し行われ、次第にエスカレートして身体に対して危害が及ぶ恐れがあるものについても、これを未然に防ぎ、被害者等の安全を確保する必要があります。

### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 再被害の防止に向けた取組の推進	<b>①加害者に関する情報の提供</b> 再被害防止のために必要な加害者情報が、刑事施設等から提供されるよう、当該施設等との一層円滑な連携に努めます。	警察本部
	<b>②警察における再被害防止措置の推進</b> 13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した人の再犯防止を図るため、出所情報の提供を受け、出所後の定期的な所在確認を実施するなどの対策を行います。	警察本部
	<b>③警察における保護対策の推進</b> 暴力団犯罪により危害を被るおそれのある人や関連施設等を予測し、広範囲に保護対象者を指定するとともに、必要な設備資機材を関連施設に配備するなど、危害行為の未然防止措置の推進に努めます。	警察本部
	<b>④再被害防止に向けた関係機関の連携の充実</b> ア 配偶者等からの暴力(DV)、人身取引及び児童虐待の被害者等の保護等に関し、連絡会議の開催等により相互に情報交換を行うなど、関係機関・団体との一層の連携に努めます。	環境生活部 警察本部



施策名	施策の概要	関係部局
<b>(2) 配偶者からの暴力、 児童虐待、高齢者虐 待、障がい者虐待か らの保護</b>	<p>ウ 配偶者等からの暴力(DV)被害者について、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、女性相談援助センターや民間シェルター等において、入所者に対する日常生活支援の充実に努めるとともに、関係機関等と連携を図り、入所者の心身の健康回復等に向けた心理的支援を行うほか、公営住宅をはじめとした住宅の確保に関する情報提供を行います。</p> <p>また、婦人保護施設のパンフレット等を作成・配布し、周知を図ります。</p>	環境生活部 保健福祉部
	<p><b>②児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等</b></p> <p>ア 児童虐待対策官を効果的に機能させ、警察学校における各種研修、警察署に対する巡回指導及び各種研修資料の作成・配布により、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、職員の児童虐待に関する知識、技能の向上に努めます。</p> <p>イ 児童虐待の早期発見・早期対応を図る教職員向け資料の周知や校内研修における活用を促進するとともに学校の実情に応じた相談体制の充実に努めます。</p> <p>ウ 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づいた取組の推進に努めます。</p> <p>エ 処遇困難事例のノウハウを各児童相談所が共有し、より一層虐待への適切な対応が図られるよう、事例をフィードバックしていきます。</p> <p>オ DV被害者の一時保護にあたっては、同伴する児童の保育支援や学習機会の確保など、子どもの状況に応じた支援の充実に努めるとともに、児童相談所をはじめ関係機関との連携により適切な保護に努めます。</p>	警察本部  教育庁  保健福祉部 教育庁  保健福祉部  環境生活部 保健福祉部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(2) 配偶者からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待からの保護</b>	<b>③児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための医療施設における取組の促進</b> ア 児童相談所に設置する要保護児童対策連絡協議会に、医師会の参加を求め、児童虐待の早期発見等に努めます。  イ 配偶者等からの暴力(DV)の早期発見・早期対応のため、医療関係者用に作成した対応マニュアルの活用に努めます。	保健福祉部   環境生活部
	<b>④高齢者虐待の防止や対応についての支援</b> ア 高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保や資質の向上を図るため、市町村や地域包括支援センター等の関係機関の職員の研修等を実施します。  イ 高齢者虐待の防止や対応等について、高齢者虐待対応支援マニュアルを作成し、市町村や地域包括支援センター等の関係機関への支援に努めるほか、地域住民に対し、高齢者虐待の防止・高齢者の尊厳の保持や権利擁護等についての啓発活動等を行います。	保健福祉部   保健福祉部
	<b>⑤障がい者虐待の防止や対応についての支援</b> 障がい福祉サービスや、障害児入所・通所支援等を提供する事業所に対して、障がいのある人への虐待防止や権利擁護に関する研修等を実施するとともに、障がいのある人への虐待の事案等について、市町村と情報共有を図ります。  また、地域住民に対し、障がいのある人への虐待防止や権利擁護等についての啓発活動等を行います。	保健福祉部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(3) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護等</b>	<b>①犯罪被害者等に関する情報の保護</b> 被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見とマスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。	警察本部
	<b>②犯罪被害者等に関する個人情報の拡散防止等</b> 犯罪被害者等に関する個人情報がインターネット上で拡散することによって、犯罪被害者等が二次被害を受けることがないよう、インターネットの適切な利用に関する教育・研修等の開催を通じた道民理解の促進に取り組みます。	環境生活部 警察本部
	<b>③犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い</b> 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」等に基づき、立入検査等を通じ、医療機関や保険者に対し必要な指導を実施します。 さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行います。	保健福祉部
	<b>④犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施</b> 被害者が特定されないよう工夫した上で、路上強盗、ひったくり等の発生地点をマッピングした犯罪発生マップやオープンデータ化した犯罪発生情報をウェブサイト上に掲載するほか、事件発生情報や防犯対策情報等の地域安全情報をメールやツイッター、電光掲示板付自動販売機等の広報媒体を効果的に活用し、タイムリーできめ細やかな情報の提供に努めます。	警察本部

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、捜査や裁判にあたり、自身が受けた被害について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、精神的な負担を被る場合があります。

また、捜査等の過程で関わる関係機関等から配慮に欠けた対応をされることによって、二次被害を受けることがあります。

このため、犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程において、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等の人権に配慮した支援を行う必要があります。

#### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 職員等に対する研修の充実等	ア 警察学校における、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる研修、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教養・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導、被害者支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領や性犯罪被害者への支援要領等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等を行い、二次被害の防止に努めます。	警察本部
	イ 配偶者等からの暴力事案を取り扱う職員に対する実務能力の向上のための学校教養や実戦的訓練を継続的に実施するとともに、同職員に向けたタイムリーな教養資料等の発出に努めます。	警察本部
	ウ 犯罪被害者等支援に携わる職員が、犯罪被害者等が置かれた状況を深く理解するとともに、適切な対応を確実に行うことができるよう、効果的な職員研修の実施に努めます。	環境生活部

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 職員等に対する研修の充実等	エ 北海道交通事故相談所の職員を対象に交通事故の被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実に努めます。	環境生活部
	オ 精神保健福祉センター等の職員を厚生労働省主催研修等に派遣し、思春期精神保健の専門家の養成に努めます。 また、精神保健福祉センターが実施する研修に被害者等の心理と治療・対応についての内容を盛り込むなど、保健・医療・福祉関係職員への啓発と研修による支援技術育成に努めます。	保健福祉部
	カ 民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、守秘義務遵守について指導します。	保健福祉部
	キ 配偶者からの暴力(DV)被害者に適切に対応するため、女性相談援助センターの婦人相談員等を厚生労働省が実施する全国婦人相談員・心理判定員研究協議会等に派遣するほか、全道の婦人相談員等を対象として、婦人保護事業に関する研修の実施に努めます。	環境生活部
	ク 性犯罪被害者(男性やLGBTの方の性被害における被害者を含む。)の心情及び障害者の特性に配慮した捜査や被害者支援を推進するため、捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、警察学校等での研修を実施します。	警察本部
	ケ 被害児童の支援及び聴取に当たる担当者等に対し、被害児童支援の知識及び被害児童の負担軽減の配慮等に関する研修を行い、信用性の高い供述を確保するための聴取方法についての指導、教養を実施し、捜査員の聴取技能の向上に努めます。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(2) 女性警察官の配置等</b>	警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置や実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体やワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化など、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を推進します。	警察本部
<b>(3) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善</b>	被害者等に事情聴取等を行う際に、その心情に配慮した適切な環境づくりに配慮し、被害児童からの事情聴取に当たっては、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組や聴取の場所・回数・方法等に配慮した取組を推進します。	警察本部

## 第4 刑事手続への関与拡充への取組

### 1 刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、突然、事件・事故に遭遇し、被害直後から事情聴取等の捜査協力や、公判の出廷など、それまで体験したことのない様々な問題に直面する上、多くの犯罪被害者等は精神的に混乱する中で、直面している問題を十分に認識できないまま判断を迫られるなど、さらに困難な状況に陥ってしまうことがあります。

犯罪被害者等にとって、事件の解決は、その回復にとって不可欠であり、また、解決に至る過程に適切に関与することは、その後の精神的被害の回復に大きく影響します。

このため、事件の当事者である犯罪被害者等が刑事手続等に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の刑事手続参加に関する制度などの周知を図るとともに、犯罪被害者等のニーズに応じた捜査状況等の情報提供の充実を図る必要があります。

#### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 日本司法支援センターとの連携と道民への周知	日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用や損害賠償請求費用の負担軽減、被害者支援団体・相談機関に関する情報の周知に努めます。	環境生活部
(2) 被害の届出の迅速・確実な受理	被害の届出に対しては、被害者・道民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理するとともに、被害の届出を受理しなかったものについては、不受理事件報告を作成し、所属長まで報告して管理するよう努めます。	警察本部
(3) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進	ア 性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供し、証拠採取等の促進を図ります。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(3) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進</b>	イ 警察への届出を躊躇する被害者が、後日警察への届出意思を有するに至ったときに備え、医療機関等において被害者の身体等から証拠資料を採取しておくために、協力の得られた医療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進めます。	警察本部
<b>(4) 証拠物件の適正な返却又は処分の推進</b>	証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないよう注意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察官と連携し、捜査上留置の必要がないことが明らかと認められるものについては、犯罪被害者等の意思を尊重し、その意向を踏まえ、早期還付、廃棄処分等に努めます。	警察本部
<b>(5) 刑事の手續等に関する情報提供の充実</b>	<p>ア 刑事に関する手續や少年保護事件の手續、犯罪被害者等のための支援制度等に関する情報について、パンフレット等を活用し、犯罪被害者等への早期提供に努めます。</p> <p>イ 検視や司法解剖の必要性、遺体修復、搬送などの検視業務について、パンフレット等を作成・活用し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めます。</p> <p>ウ 外国人犯罪被害者等に配布している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配布するように努めます。</p> <p>エ 法務省と連携を図り、総合的な対応窓口<sup>に</sup>に犯罪被害者等支援のための外国語によるパンフレットを常備するほか、道のホームページから法務省等関係省庁へリンクを貼り、情報提供に努めます。</p>	<p>警察本部 環境生活部</p> <p>警察本部</p> <p>警察本部</p> <p>環境生活部</p>
<b>(6) 捜査に関する適切な情報提供</b>	捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報提供に努めます。	警察本部

<b>施策名</b>	<b>施策の概要</b>	<b>関係部局</b>
<b>(7) 判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実</b>	再被害防止のために必要な加害者情報が、刑事施設等から提供されるよう、当該施設等との一層円滑な連携に努めます。	警察本部

## 第5 道民及び事業者の理解増進等

### 1 道民の理解の増進

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害だけではなく、近隣住民等の周囲の人々の言動や報道機関による過剰な取材・報道により、名誉や生活の平穏を害されるといった二次被害により、更に精神的なダメージを受け、立ち直りが遅れる場合があります。

こうした中で、道民が犯罪被害者等の置かれた立場、必要としている支援について知ることが、周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次被害を防ぐことにつながるものと考えられます。

犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について道民の理解を深めることが必要です。

#### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 道民に対する普及啓発の推進	<b>①「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な普及啓発の実施</b> 「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)及び「北海道犯罪被害を考える日」(11月25日)において、国の取組と連携し、重点的な普及啓発に努めます。	環境生活部 警察本部
	<b>②犯罪被害者等施策の関係する特定期間における普及啓発の実施</b> ア 交通安全運動の期間を中心に、事故の悲惨さや生命の尊さなど交通事故被害者等の視点に配慮した啓発事業の展開や、交通事故相談所等における被害者救済対策の周知に努めます。 また、「飲酒運転根絶の日」(7月13日)に、道及び道民が一体となって、飲酒運転の根絶に関する理解と関心を深めるための取組を実施します。	環境生活部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(1) 道民に対する普及啓発の推進</b>	イ 「人権週間」(12月4日～10日)に連動し、犯罪被害者等の人権保護等に関する啓発活動に努めます。	環境生活部
	ウ 国においては、毎年11月を「児童虐待防止月間」と位置づけており、児童虐待防止のための広報啓発活動に取り組んでいることから、道においても道民への周知を図るなどの取組に努めます。	保健福祉部
	エ 国が毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」に連動し、性犯罪・性暴力を含む女性に対する暴力を根絶するための普及啓発活動に努めます。	環境生活部
	<b>③道民理解の増進を図るための普及啓発の実施等</b> 犯罪被害者等の置かれた状況について道民の理解の増進を図り、道民の協力の下に犯罪被害者等支援のための施策が行われるよう、イベント等の啓発事業を実施するなど、情報提供や普及啓発に努めます。	環境生活部
	<b>④誹謗中傷等を行わないための啓発活動の充実</b> SNS等のインターネット上による犯罪被害者等へのプライバシーの侵害や誹謗中傷等の人権侵害行為が行われないよう、インターネット利用の啓発活動や情報モラルに関する教育の充実に努めます。	環境生活部
	<b>⑤様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施</b> ア 関係機関・団体等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報に努めます。	環境生活部 警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(1) 道民に対する普及啓発の推進</b>	<p>イ 民間支援団体等と連携し、マスコミへの広報、街頭キャンペーン等各種広報・啓発活動等を実施することにより、犯罪被害者等の置かれている実態や警察、関係機関、民間支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動の一層の推進に努めます。</p> <p>ウ 道警察ホームページに掲載している犯罪被害者等支援施策について、必要な更新・充実を図ることにより、道民への一層の周知に努めます。</p>	<p>環境生活部 警察本部</p> <p>警察本部</p>
	<p><b>⑥犯罪被害者等に関する個人情報の保護</b></p> <p>被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見とマスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。</p>	<p>警察本部</p>
	<b>(2) 児童生徒に対する人権教育の推進</b>	<p><b>①学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進</b></p> <p>ア 自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さなど豊かな心を育むため、教員の指導力の向上を通して道徳科の授業改善を推進し、道徳教育の充実を図ります。</p> <p>イ 保健体育科や特別活動等において、児童生徒の発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康などに関する知識を身に付け、生命の尊重や自己や他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、児童生徒が性に関わる問題について適切な行動をとることができるよう、性に関する指導の充実を図ります。</p>

**【具体的取組】**

施策名	施策の概要	関係部局
<p><b>(2) 児童生徒に対する人権教育の推進</b></p>	<p><b>②学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進</b></p> <p>ア 初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修、高等学校教育課程研究協議会等の研修、「高等学校教育課程編成・実施の手引」の活用、指導主事による学校教育指導等において、人権教育(道徳教育)を推進します。</p>	<p>教育庁</p>
	<p>イ 教育課程の編成・実施に伴う諸課題について協議を行う教育課程研究協議会や指導主事による学校教育指導等により、人権教育(道徳教育)にかかわる指導資料の活用を促します。</p>	<p>教育庁</p>
	<p><b>③学校における犯罪抑止教育の充実</b></p> <p>ア 警察等の関係機関と連携し、非行防止教室や生命の大切さを学ぶ教室の周知・活用促進に努めます。</p> <p>イ 子どもの人間関係づくり推進事業を推進し、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図ります。</p>	<p>教育庁</p> <p>教育庁</p>
	<p><b>④子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組</b></p> <p>児童生徒に対し、子どもがいじめ・虐待・暴力行為ネットトラブル等の被害に遭った場合の対応について主体的に学ぶことができる生徒指導資料等を作成するなど、各教育委員会における取組を促します。</p>	<p>教育庁</p>
	<p><b>⑤家庭における命の教育への支援の推進</b></p> <p>家庭教育手帳を含む家庭教育に関するデータをホームページに掲載し、普及啓発を図るとともに、市町村教育委員会に対し、積極的な活用を促します。</p>	<p>教育庁</p>

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(2) 児童生徒に対する人権教育の推進</b>	<b>⑥中学生・高校生を対象とした講演会の実施</b> 中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」の開催による被害者への配慮・協力への意識の醸成等に努めるほか、犯罪被害者等による講演会や遺族等の手記の朗読等を実施し、「地域全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努めます。	警察本部
	<b>⑦生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及啓発</b> ア 初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修、高等学校教育課程研究協議会等の研修、「高等学校教育課程編成・実施の手引」の活用、指導主事による学校教育指導等において、法教育の普及・啓発を図ります。 イ 各教科等担当指導主事研究協議会の部会において、法教育にかかわる資料を配布し、研修事業や学校教育指導に生かします。	教育庁  教育庁
	<b>⑧学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進</b> ア 北海道生徒指導連絡会議、集団カウンセリング研修会等生徒指導に関わる研修における教育相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改善・充実に努めます。 イ 養護教諭を対象とした研修会において、虐待を受けていると思われる児童生徒の対応についての演習を行うなど、養護教諭のカウンセリング能力や危機管理能力の向上を図るための研修の充実に努めます。	教育庁  教育庁

施策名	施策の概要	関係部局
<b>(3) 交通事故被害者に関する理解の増進</b>	<b>①交通事故被害者等の声を反映した道民の理解増進</b> ア 関係機関・団体と連携し、各種交通安全大会や講習会等において、ドライブレコーダ等による事故の記録映像や交通事故の被害者、遺族等の手記をまとめたリーフレットを活用するなど、被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する道民の理解増進に努めます。	警察本部
	イ 運転者に対する各種講習等の場において、交通事故の被害者や遺族による講話を行い、交通事故被害等の切実な声を直に訴えるなど、安全講話を実施します。	警察本部
	<b>②交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表</b> 交通事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータをホームページに掲載するとともに、 <u>死亡事故やこれに直結するような事故等の発生に際しては、警察本部(各方面本部を含む。)、警察署において交通安全情報(交通事故速報)を作成し、関係機関・団体等に対し、メールなどによる情報提供を行い、道民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進に努めます。</u>	警察本部
	<b>③交通事故統計データの充実</b> 交通安全緑書において、交通事故被害者に関する統計データや支援制度の情報の充実を図ります。	環境生活部

## 2 事業者の理解の増進

### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪被害による後遺症等により従前に比べ仕事の能率が低下したり、治療のための通院、裁判への出廷等のために欠勤しがちになったりするなど、犯罪等が犯罪被害者等の職業生活に影響を及ぼす場合があります、解雇されたり、自ら退職せざるを得ない状況に追い込まれることも少なくありません。

しかしながら、犯罪被害者等が仕事を維持・確保することは、経済的負担の軽減につながるばかりでなく、精神面における被害の軽減・回復にも重要な意味を有するものです。

このため、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性などについて、事業主の理解を深めていく必要があります。

### 【具体的取組】

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 求職者の就職支援や事業主等の理解の増進	求職者の就職支援に向けて、公共職業安定所等と連携するなど、雇用に関する各種相談などに対応します。	経済部
(2) 個別的労使紛争解決システム等の活用	道民を対象に個別的労使紛争解決システム(あっせん制度)及び中小企業労働相談(労働相談)について、周知を図るとともに、その適正な運用に努めます。	経済部 労働委員会



## 参 考 資 料

- ◆犯罪被害者等基本法
- ◆北海道犯罪被害者等支援基本条例
- ◆犯罪被害者等支援関係用語

# 犯罪被害者等基本法

平成十六年法律第百六十一号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

### (基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗ちよく 状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 北海道犯罪被害者等支援条例

平成 30 年北海道条例第 7 号

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条—第 15 条）

## 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに道、道民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、人々の心無い言動又は無理解、プライバシーの侵害等により生じる精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の犯罪被害者等が受ける被害をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、その受けた被害を回復し、又は軽減するために必要な支援を途切れることなく受けることを旨として推進されなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、道、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

（道の責務）

第 4 条 道は、前条に規定する基本理念（次条から第 7 条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(道民の責務)

第5条 道民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、道及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるとともに、道及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する施策についての基本的な考え方

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第9条 道は、専門的知識又は技能を有する職員の育成及び配置をするよう努めるとともに、国、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものと連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 道は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等に対して日常生活又は社会生活の支援を行う専門的知識又は技能を有する人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

3 道は、市町村並びに民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するもの及び民間支援団体等を組織しようとするものが適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第10条 道は、犯罪被害者等が早期に円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活及び社会生活の支援)

第 11 条 道は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、一時的な利用に供する住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 12 条 道は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(道民及び事業者の理解の増進)

第 13 条 道は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について道民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

2 道は、犯罪被害者等の雇用の安定の重要性について事業者の理解を深めるため、必要な施策を講ずるものとする。

(道民の意見の把握等)

第 14 条 道は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等をはじめ広く道民の意見の把握に努めるとともに、犯罪被害者等支援に関する調査及び情報の収集を行うものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 道は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して 2 年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 犯罪被害者等支援関係用語

よみ	用語	解説
い	医療安全支援センター	医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等を実施している。都道府県や保健所を設置する市に設置されている。
	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス	「個人情報の保護に関する法律」を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」を基礎とし、法第6条及び第8条の規定に基づき、法の対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示したものの。
	医療費等の公費負担制度	犯罪被害者の医療費等における経済的負担の軽減を図ることを目的とした制度。
	飲酒運転根絶の日	平成26年に小樽市で、3人が死亡、1人が重傷という悲惨な飲酒運転によるひき逃げ事件が発生したことをきっかけに「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」において、道が「飲酒運転根絶の日(7月13日)」と定めている。
か	学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針	平成22年1月に東京都江戸川区において発生した児童虐待が疑われる子どもの死亡事件を受け、児童虐待防止について、文部科学省と厚生労働省が連携を密にして取り組んでいくための指針。
け	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称。
	刑事手続	犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定めることを刑事手続といい、「捜査」、「起訴」、「公判」の三つの段階に分かれる。ただし、犯人が成人と少年の場合で手続が異なる。
こ	高次脳機能障がい	脳損傷に起因する認知症全般を指す。この中にはいわゆる単症状としての失語・失行・失認のほか、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが含まれる。
	国外犯罪被害弔慰金等支給制度	日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給する制度。
	子ども相談支援センター	いじめや不登校などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなどについて、子どもや保護者からの相談に応じる、道が設置している機関。
さ	里親制度	さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度。
	用語	解説

し	児童虐待防止月間	国では、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施するため、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めている。
	児童虐待防止対策体制総合強化プラン	暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化とこれまでの取組に加えて、さらに進めるための国の計画。平成30年12月策定。
	自賠償保険・共済紛争処理機構	自動車損害賠償保障法に基づく「指定紛争処理機関」として国土交通大臣及び金融庁長官の指定を受けて、裁判外紛争処理機関として設立された団体。
	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）	民間の空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした住宅。
	住宅確保要配慮者居住支援法人	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する団体。都道府県が指定。
	少年サポートセンター	補導活動、少年相談、虐待やいじめ等の被害に遭った少年の支援等の各種少年問題に対して関係機関やボランティア団体等と連携し、専門的に対応する組織。都道府県警察に設置している。
	女性に対する暴力をなくす運動	国では、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とし、毎年11月12日から女性に対する暴力撤廃国際日である25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間と定めている。
	人権週間	国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年に毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定めている。
す	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員及び保護者等に対する指導・助言等を行う専門職。
よみ	用語	解説
す	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有し、児童

	一	生徒が置かれた様々な環境の問題への働きかけを行う専門職。
せ	性犯罪証拠採取キット	性犯罪被害にあった場合などに、医療機関で受けることのできる犯人の特定のため、または捜査の一環で性的暴行の申し立てに続いて身体的証拠を収集および保存するために医療従事者が使用するアイテムのパッケージ。
	性暴力被害者支援センター 北海道(SACRACH(さくらこ))	性暴力被害者の専門相談窓口。道及び札幌市が団体に委託して運営。
そ	損害賠償請求制度	刑事事件を担当した裁判所が有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができるという制度。
	損害賠償命令制度	刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができる制度。
ち	地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。市町村が設置している。
に	二次被害	犯罪等による被害を受けた後に、人々の心無い言動又は無理解、プライバシーの侵害等により生じる精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の犯罪被害者等が受ける被害。
	日弁連交通事故相談センター	弁護士が無料で公正・中立の立場で、自動車による交通事故の民事上の法律問題に関して電話相談、面接相談、示談あっ旋・審査を実施する団体。
は	犯罪被害給付制度	殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族、又は身体に障害を負わされた犯罪被害者に対し、社会の連帯扶助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的負担の緩和を図る制度。
	犯罪被害者週間	国では、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的として、毎年、11月25日から12月1日までの一週間を「犯罪被害者週間」と定めている。
	犯罪被害者等早期援助団体	犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体。

よみ	用語	解説
ひ	被害者支援地域ネットワーク	犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うため、警察署等を単位とした地域版の「被害者支援連絡協議会」。
	被害者支援要員制度	指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎなどをする制度。
	被害者支援連絡協議会	総合的な被害者支援を行うため、司法、行政、医療、報道機関等の被害者支援に関係する機関・団体等により組織された協議会。主に、警察、検察庁、弁護士会、日本司法支援センター、医師会、臨床心理士会、県や市町村の相談機関や民間被害者支援団体等で構成され、都道府県単位で設立されている。
	被害者連絡制度	殺人・性犯罪等の身体犯や交通死亡事故、ひき逃げ事件等の重大な交通事故事件の被害者等に対し、事件の捜査を担当する警察官が捜査状況や被疑者の検挙状況等を被害者に連絡を行う制度。
ほ	法テラス（日本司法支援センター）	全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として国が設立。
	北海道医療機能情報システム	道が管理する道内の病院・診療所・歯科診療所、助産所、薬局が検索できる情報サイト。
	北海道 SDG s 推進ビジョン	道民がSDG sについて考え、自らの行動につなげていくため、道が平成30年12月に策定した指針。
	北海道交通事故相談所	交通事故に関する相談の総合窓口。専門の相談員が無料で相談に応じている。
	北海道女性相談援助センター	女性の抱える様々な問題の相談に応じ、援助を必要とする女性の自立をサポートする道立の施設。また、「配偶者暴力相談支援センター」として配偶者からの暴力に関する相談、情報提供等の援助を行う。
	北海道精神保健福祉センター	精神保健福祉法に基づいて設置している精神保健の向上から適切な精神医療の推進、精神障害者の社会参加の支援までを含めた精神保健福祉の総合技術センター。
	北海道総合計画	本道を取り巻く情勢の変化や課題などと考え、長期的な展望に立って、道の政策の基本的な方向を総合的に示すため、北海道行政基本条例に基づき策定するもの。道では、昭和52年以降、10年毎の総合計画に基づき、様々な施策や事業展開をしている。

よみ	用 語	解 説
	北海道犯罪被害を考える日	道では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指し、「北海道犯罪被害を考える日(11月25日)」を定めている。
	北海道被害者相談室	公益社団法人家庭生活総合カウンセリングセンターが運営する被害者相談室。カウンセリング、情報提供、付添支援等の事業を実施。
	北海道暴力追放センター	暴力団による暴力のない安全で平穏な社会環境を作る運動を推進することを目的に道や市町村、企業や団体等の協力により設立された団体。
み	民間シェルター	民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者相談の対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を実施している。
	民事法律扶助制度	経済的に余裕がない人が法的トラブルにあった場合に、無料で法律相談を行う（「法律相談援助」）、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）制度。扶助事業の対象者は、国民のほか、我が国に住所を有し適法に在留する外国人。
よ	預保納付金制度	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に基づき、振り込め詐欺に使われた口座の預金について、被害者に返金する手続きを終えた後に被害者に返金されることのなかった残余金は預金保険機構に納付される。



## 第4次北海道犯罪被害者等支援基本計画

編集 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

T E L : 011-206-6148 (直通)

F A X : 011-232-4820

E-mail: [kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.dousei@pref.hokkaido.lg.jp)

発行 令和3年3月